

令和3年度事業計画

一、社会福祉法人愛護会の経営の基本方針

社会福祉法人愛護会は、法人及び経営施設の経営課題、実践課題を定め、法人が5年後に到達すべき目標と取るべき行動を明確にし、福祉サービスの充実を図ることを目指し、令和3年度から令和7年度の5ヶ年間を「新体制づくり第4次5ヶ年計画期間」と位置付け、事業所ごとに掲げた重点実施事項に取組み、経営体制の充実を図る。

(法人定款第1条 目的)

この社会福祉法人（以下「法人」という。）は、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、心身ともに健やかに育成され、又は自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的として、次の社会福祉事業を行う。

(1) 第一種社会福祉事業

- (1) 障害者支援施設（障がい者支援施設 静山園）の経営
- (2) 障害者支援施設（障がい者支援施設 希望の園）の経営
- (3) 障害者支援施設（障がい者支援施設 興郷塾）の経営
- (4) 地域密着型特別養護老人ホーム 愛護苑の経営

(2) 第二種社会福祉事業

- (1) 保育所金ヶ崎保育園の経営
- (2) 保育所東水沢保育園の経営
- (3) 保育所たんぼぼ保育園の経営
- (4) 保育所第二東水沢保育園の経営
- (5) 地域子育て支援拠点事業（金ヶ崎町子育て支援センター）の経営
- (6) 地域子育て支援拠点事業（東水沢保育園）の経営
- (7) 一時預かり事業（たんぼぼ保育園）の経営
- (8) 一時預かり事業（第二東水沢保育園）の経営
- (9) 病児保育事業（金ヶ崎保育園）の経営
- (10) 病児保育事業（東水沢保育園）の経営
- (11) 病児保育事業（たんぼぼ保育園）の経営
- (12) 病児保育事業（第二東水沢保育園）の経営
- (13) 放課後児童健全育成事業（第二東水沢保育園）の経営
- (14) 障害福祉サービス事業（就労継続支援B型 障がい者福祉サービス事業所 フラワーセンターあいご）の経営

- (15) 障害福祉サービス事業（就労継続支援B型 障がい者福祉サービス事業所 フレンドワークさくらかわ）の経営
- (16) 障害福祉サービス事業（短期入所事業所 静山園）の経営
- (17) 障害福祉サービス事業（生活介護 生活介護事業所 ときわ寮）の経営
- (18) 障害福祉サービス事業（共同生活援助事業所 爽風（25住居））の経営
- (19) 障害福祉サービス事業（短期入所 短期入所生活介護特別養護老人ホーム 愛護苑）の経営
- (20) 一般相談支援事業（地域移行支援、地域定着支援 愛護会障害者相談支援センター）の経営
- (21) 特定相談支援事業（愛護会障害者相談支援センター）の経営
- (22) 地域活動支援センター（地域活動支援センター いこいの家）の経営
- (23) 老人短期入所事業（短期入所生活介護特別養護老人ホーム 愛護苑）の経営
- (24) 老人デイサービス事業（生活介護事業所 ときわ寮）の経営

(3) 公益を目的とする事業（法人定款第40条 種別）

- (1) 胆江障害者就業・生活支援センター事業
- (2) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく地域生活支援事業
- (3) 基幹相談支援センター事業

二、愛護会の基本理念・信条

たった一人しかない自分を たった一度しかない人生を
本当に生かさなかつたら 人間生まれた甲斐がないじゃないか

三、福祉事業の基本方針

1 保育事業部会

たくましい子を生み育てるための研究と実践をすすめる
（保育事業部会事業計画参照）

2 障がい者援護事業部会

障がい者の生き甲斐を保障する環境（社会）づくりの研究と実践をすすめる
（障がい者援護事業部会事業計画参照）

3 障がい者地域生活援助事業部会

みんなの幸福を創り育てる福祉文化の構築をめざす研究と実践をすすめる
(障がい者地域生活援助事業部会の事業計画参照)

4 長寿福祉事業部会

長寿とやすらぎを提供する環境づくりの研究と実践をすすめる
(長寿福祉事業部会の事業計画参照)

5 法人本部事務局

社会福祉法人愛護会の事業の目的を達成するため、組織の長期安定と成長を生み出す
経営の研究と実践をすすめる
(愛護会法人本部事務局事業計画参照)

四、法人及び経営施設の課題と実践

1 社会福祉法等の改正への対応

社会福祉制度改革を主な内容とした社会福祉法等の一部改正(平成 28 年)から 4 年が経過し、この間、組織の在り方や運営の透明性など経営会議において検証しながら適正な法人経営に取り組んできた。それでも、法解釈の読み間違いがあり、中には修正を余儀なくされる事案も発生した。また、地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部改正が公布され、令和 3 年 4 月 1 日から施行される。今後も社会福祉法人の公益性・非営利性にふさわしい組織として社会に貢献するとともに、事業の透明性の向上を図るため、引き続き、以下について経営会議で検証を進める。

(1) 経営組織の在り方

理事、監事、理事会、評議員、評議員会、会計監査人

(2) 運営の透明性の確保の在り方

財務諸表、現況報告書、役員報酬基準等の公表

(3) 業務運営、財務運営の在り方

残余財産の明確化と福祉サービスへの再投下

(4) 地域における公益的な取組を実施する責務

ア IWATE・あんしんサポート事業への参画

- ・生活困窮世帯等への支援
- ・就労準備ボランティア事業

イ 家庭裁判所からの補導委託の受託

ウ その他既存の制度の対象とならないサービスへの対応

(5) 社会福祉連携推進法人制度の課題調査

制度の理解、経営支援業務、物資等供給業務、資金の貸付業務等

2 新体制づくり第4次5ヶ年計画の実践

新体制づくり第4次5ヶ年計画は、過去5年間の取組内容や成果、課題の振り返りから本計画に繋げるものや、現状分析から抽出した課題を4つの視点（経営満足の視点、利用者満足の視点、職員満足の視点、地域満足の視点）に分類し、5年後に到達すべき目標を掲げている。

目標達成のための実行計画、評価指標等により、施設職員幹部協議会において進捗管理を行い、達成度、効果・成果、積み残しを検証、もって、法人理念の実現を図る。

3 職員の資質向上

職員の資質向上と福祉サービスの供給体制の整備、福祉サービスの充実を図るため、以下について取り組む。

- ・職員の資質向上を図るため、目標管理シートで自らが目標を設定、年間の振り返りで自己評価と達成度を確認する。
- ・管理職の意識改革を図るため、経営意識チェックリストにより行動達成度の自己評価を行う。また、改善のための実践計画を掲げ管理職のあるべき姿を目指す。
- ・決算財務分析により、課題を読み取る力を身に付け、健全経営と福祉サービスの向上をめざす（理事会、評議員会へ報告）。

4 人財の確保に向けて

定年継続雇用職員の確保を図る一方、将来の法人事業を担う人財の確保、定年職員の後任や産休・育休を保障する人事体制を充実させるため、広く情報を発信するとともに、法人組織に人財サポート部門を位置付け、積極的に企業説明会・就職相談会に参加、もって人財確保の実現を図る。

5 内部管理体制の充実

経営の合理化・効率化および業務の適正な遂行を図るための組織として、業務執行機関からの独立性を有した内部監査部門（プロジェクトチーム）により、各事業所の職務執行状況等を定期的に監査する。

また、当法人のすべての役職員のコンプライアンス意識を一層高め、不正防止等に関わる役職員への教育及び啓発活動を継続して実施、周知徹底を図るためコンプライアンス委員会を設置する。

6 福祉分野のICT導入による業務効率化の検討

国の医療・福祉サービス改革プランでは、ICT等の実用化推進などにより、生産性の向上を図る基本的方向性と目標が掲げられている。具体的には、2040年時点において、医療・福祉分野の単位時間サービス提供量について5%（医師については7%）以上の改善を目指すという内容である。

当法人においては、利用者支援や会計ソフトの導入により職員の業務の負担軽減や効率化を図ってきたが、さらに、各事業所で必要とされる改善策を抽出するとともに、ICT機器を導入する目的とプロセスを明確にし、サービスの質の向上と量的な効率化を検討していく。

7 特色を持たせ、強みを生かした保育経営の検討

たくましい子を生み育てる保育方針に加え、下記の3点について検討する。

- ・水沢東地区にそれも近い距離にある2つの保育園の在り方
- ・子どもの数が減少してくる中で、他の保育園と共存していくためには金ヶ崎にある2つの保育園の位置づけ
- ・認定こども園導入

8 障がい者支援施設、障がい福祉サービス事業の意義と在り方の検討

ソーシャルインクルージョンの理念を踏まえ、入所施設の存続の意義を考えるとともに、障がい者の高齢化に対応する施設の在り方を検討する。また、ますます求められる地域生活支援と就労支援の充実を検討する。

9 介護人材の確保と看取りの在り方の検討

介護人材の確保及び離職対策として、介護機器の導入を検討する。また、人生の最期まで尊厳ある生活を支援するにあたり、看取りの在り方についても検討する。